

事業所指定業務

監査指導部 指定担当



目次

1. 介護職員等処遇改善加算
2. 協力医療機関の届出
3. 電子申請届出システム
4. 手続きガイド
5. 審査手数料の支払について
6. 業務管理体制の届出
7. メールアドレスの登録

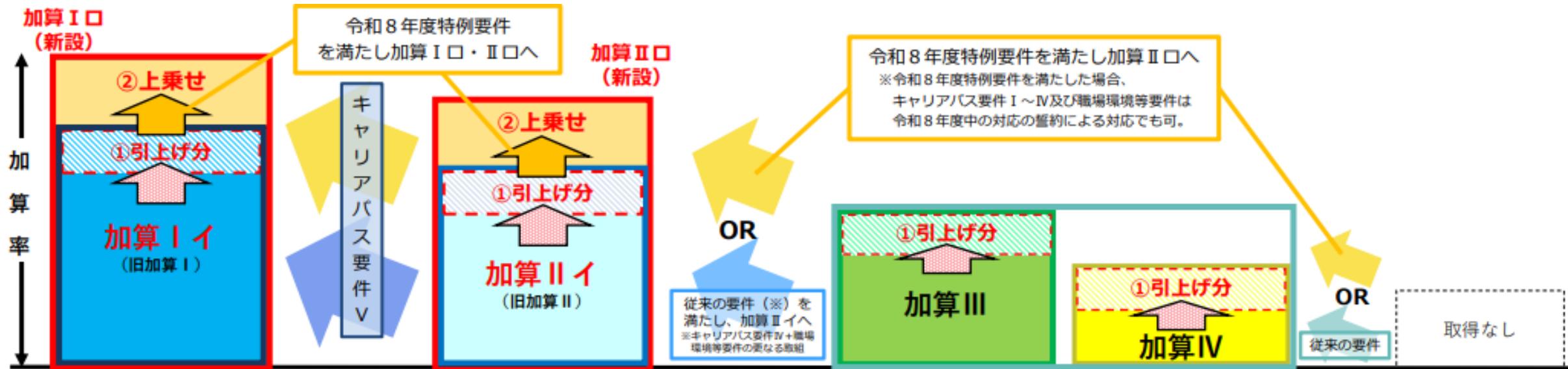


1. 介護職員等処遇改善加算 1

☆ 現行の処遇改善加算の対象サービス

< 主な変更点 >

- ① 対象となる従業員を介護職員のみから介護従事者に拡大
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に上乘せの加算区分を設ける



1. 介護職員等処遇改善加算 2

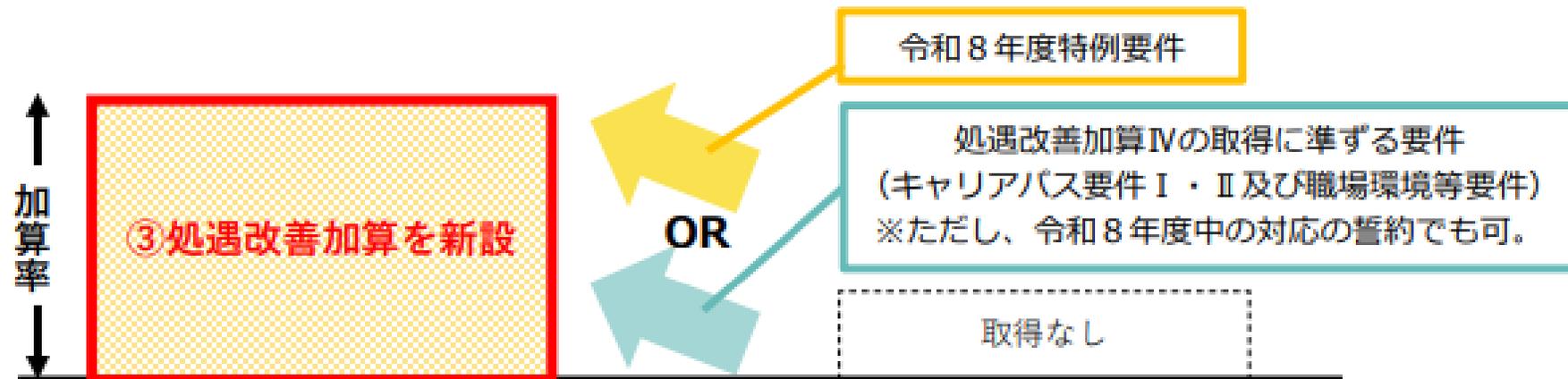
☆ 新たに処遇改善加算の対象となるサービス

< 主な変更点 >

これまで処遇改善加算の対象外であった下記サービスに処遇改善加算を新設する。

新設されるサービス

訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援



1. 介護職員等処遇改善加算 3

☆ 加算取得のための令和 8 年度特例要件（以下の①～③のいずれかを満たす）

	区 分	要 件
①	訪問・通所サービス等	ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績報告を行う
②	施設サービス等	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う
③	すべてのサービス等	社会福祉連携法人に所属していること

※ 事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする



1. 介護職員等処遇改善加算 4

○ 従来から算定のサービス

- ・ 令和 8 年度計画書は、4 月15日 〆切
- ・ 新規算定・区分変更に伴う体制届等は、4 月15日 〆切

○ 令和 8 年 6 月以降、新たに対象となるサービス（訪問看護等）

- ・ 令和 8 年度計画書は、6 月15日 〆切
- ・ 体制届等は、6 月15日 〆切

【参考】 神戸市ホームページ（処遇改善加算のページ）

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/sogojigyo_todokede/syoguukasan.html



2. 協力医療機関の届出 1

1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者等の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に届け出ることが義務付けられています。（令和9年3月31日までは努力義務）

対象サービス

特定施設入居者生活介護、（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護

- ※ 協力医療機関と上記対応の確認を行い、「協力医療機関に関する届出書」の「入所者等が急変した場合等の確認を行った日」を更新したうえで、毎年度提出いただく必要があります。
- ※ 届出内容に変更があった場合は、変更届の提出も必要です。

参考神戸市HP：<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/20240327kyouryokuiryoukikan.html>



2. 協力医療機関の届出 2

●届出書記載時の注意事項

(別紙1) 協力医療機関に関する届出書 令和 年 月 日

届出者	フリガナ 名称	(郵便番号)	
	事務所・施設の所在地	(ビルの名称等)	
届出者	連絡先 事業所番号	電話番号	FAX番号
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 9 軽費老人ホーム	
届出者	代表者の姓・氏名	職名	氏名
届出者	代表者の住所	(郵便番号)	
協 力 医 療 機 関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	医療機関コード
入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
協 力 医 療 機 関	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード
協 力 医 療 機 関	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード

① 1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者等が急変した場合等の対応の確認を行い、その日付を記載する

協 力 医 療 機 関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
協 力 医 療 機 関	(事業所・施設種別4~8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	医療機関コード
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
協 力 医 療 機 関	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード
協 力 医 療 機 関	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード

② 協力医療機関との協定書の写しを添付してください

添付書類	添付の写し
備考1	各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)を添付してください。
備考2	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。

備考1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)を添付してください。
 2 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。
 3 協力の開始が協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。

(※1) 各サービス種別における協力医療機関の入所者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 (※2) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 (※3) 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 (※4) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームは第1号及び「3か月以内に地域の在宅療養支援病院等をリスタートし協議先を検討する」など具体的な計画を記載

3. 電子申請届出システム 1

- ・厚生労働省が全国的に導入を進めているシステム
- ・神戸市では令和6年4月から本格運用を開始
⇒ 新規申請、更新、変更、加算等の届出を

即時に、**ペーパーレス**で行うことが可能に

※紙書類による提出も引き続き受付可

- ・令和7年度の届出に占める電子申請の割合は、**約45%**
(令和6年度の電子申請の割合：約30%)



3. 電子申請届出システム 2

◆利用開始にあたって

- ・ デジタル庁が発行する「GビズID」が必要
- ・ 「プライム」「メンバー」は利用可能、「エントリー」では利用不可
- ・ 申込には、所定の申請書と印鑑証明書が必要（郵送申請）
- ・ 申込から審査完了までにある程度時間がかかる
⇒ システム利用にあたり、早めの申込をご検討ください

【参考】 GビズIDホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



4. 審査手数料の支払について

○ キャッシュレス決済

- 令和6年度末に神戸市収入証紙の販売は終了。**過去に購入した証紙も令和7年度末をもって使用できなくなります。**
- 審査手数料（新規、更新時）はクレジットカード払等でお願ひします

新規 <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/28869d64-87e5-4037-ae67-56d971603633/start>

更新 <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/16192195-9659-42f3-b458-4a8f090ca5d2/start>



5. 手続きガイド

- ・ 質問に答えることで、更新・変更手続きに必要な書類を一覧表示、一括ダウンロードも可能

【更新申請】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-update?area=care-business>

【変更届】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-change?area=care-business>



6. 業務管理体制の届出

- ・届出を行っていない場合
- ・法人の所在地、代表者などに変更がある場合
- ・すべての介護事業を廃止した場合

届出が必要

⇒「業務管理体制の整備に関する届出システム」

【参考】神戸市ホームページ（業務管理体制のページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shidoukansa/gyomukannri-todoke.html>



7. メールアドレスの登録

- ・ 神戸市からのお知らせを不定期に送信
- ・ 新規登録、登録変更 ⇒ **変更届**をご提出ください
- ・ 事業所の共用アドレスでの登録を推奨

【参考】 神戸市ホームページ（変更届のページ）

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigo-service/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou_todoke.html

